

平成 24 年 3 月 28 日
大阪市総務局行政課長 高野
電話：06-6208-7430

平成 24 年度の組織改正を実施します

大阪市では、平成 24 年 4 月 1 日付けで、次のような組織改正を実施します。

なお、市長に次ぐ役職という位置付けになる区長について、任命が 8 月 1 日（予定）になるため、4 月 1 日実施予定の組織改正については、一部暫定的であり、局から区役所への権限移譲に関わる部分等については、8 月 1 日付けで整備する予定です。

平成 24 年度の組織改正においては、前提として大きく 3 つの方向性があります。

一つ目は、大阪にふさわしい自治の仕組みを作る取組みです。大都市制度のあり方など大阪府・大阪市共通の課題については、府市が一緒になって協議し、広域行政と基礎自治体の役割分担を整理するとともに、重要事項の方針を決めていく、というものです。

二つ目は、市役所の仕組みを変える取組みです。橋下市長就任と同時に改革プロジェクトチームを設置し、市役所内部の行政の効率化に取り組んでいますが、引き続き、行財政改革の着実な推進に向けた局及び室の指導を行うとともに、区政改革等の支援を行います。

三つ目は、区役所の機能強化です。なるべく住民に近いところで意思決定を行っていくことが、住民の利益になるという基本的な認識の下、区長に事業等の決定権限を与え、より住民利益になる区役所を目指します。

このような大きな方向性に基づいて、平成 24 年度の組織改正を実施します。主な改正内容は次のとおりですが、都市改革監、市政改革室、人事室については、市長直轄組織と位置付けることにより、市長の強力なリーダーシップのもとに、スピード感をもって、市民本位の大阪市政を進めてまいります。

なお、9 ページ以降は「新旧対照図」になっておりますので、参照してください。

1 大阪にふさわしい自治の仕組みをつくる

(1) 都市改革監の設置

大都市制度のあり方など大阪府・大阪市共通の課題については、府市が一緒になって協議し、広域行政と基礎自治体の役割分担を整理するとともに、重要事項の方針を決めていくため、昨年 12 月 19 日付けで、政策企画室に大都市制度改革監や府市再編担当を設置し、同月 27 日に大阪府市統合本部を立ち上げました。

4 月 1 日実施の組織改正においては、大都市制度改革監を都市改革監（局長級）と名称変更し、市長直轄の職に位置付けるとともに、その所管に属する事

務を処理する組織として、都市制度改革室（部相当）を新設するなど体制の強化を図ります。都市制度改革室については、部長級として「都市制度改革室長」「府市再編担当部長」「広域行政担当部長」の3ポスト、課長級として「改革推進担当課長」「都市制度担当課長」「府市再編担当課長」3、「広域行政担当課長」2の計7ポストを整備し、スピード感をもって業務を遂行します。

（2）府市の事業仕分け等にかかる個別の体制強化（府市統合本部関係）

ア 夢洲・咲洲地区の総合マネジメントにかかる体制強化（計画調整局）

夢洲・咲洲地区が「関西イノベーション国際戦略総合特区」に決定されたことにより、今後、提案事業メニューの熟度を高めるとともに、規制緩和・租税減免等に関して国との協議を行うなど、大阪府と連携しながら、事業を進めていく必要があります、この企画・調整を行う職として、計画調整局に「夢洲・咲洲地区活性化担当部長」を新設します。

イ 都市魅力戦略にかかる体制強化（ゆとりとみどり振興局）

府市統合本部の都市魅力戦略会議の運営に関わり、府市一体となった観光戦略の遂行、都市魅力アップに取り組むため、ゆとりとみどり振興局に、「都市魅力戦略担当課長」（2月1日付け先行設置。名称変更）、「同課長代理」を設置します。

また、博物館等について、「経営形態等担当課長」を設置し、その経営形態を検討する体制を強化します。

ウ ごみの焼却や収集などにかかる環境局事業の改革

ごみ焼却事業の広域化や収集業務の運営手法、区への業務移管等を検討するため、環境局に「改革担当部長」を新設し、その下に、焼却工場の広域化を担当する「経営改革担当課長」（「経営企画担当課長」の名称変更）及び収集業務の新たな運営手法を担当する「運営改革担当課長」を設置し、環境局の事務執行体制を強化します。

エ 交通局事業の改革に向けた体制強化（2月1日付け先行設置）

高速鉄道事業及び自動車運送事業の民営化に向けた検討や、厳しい経営状況にある自動車運送事業における抜本的なコスト見直しなどの事業の改革に向けた検討を行うため、2月1日付けで、「鉄道事業改革担当課長」、「同課長代理」、「自動車事業改革担当課長」、「同課長代理」を設置しています。

オ 水道事業の広域化に向けた体制強化（水道局）

府域内の水道事業統合に向けて、その調整を図るため、水道局の事務執行体制を強化します。

具体的には、「広域事業開発・推進担当部長」を新設し、その下に、広域事業開発・推進課を設置します。「広域事業開発・推進課長」、「同課長代理」2を設置し、広域事業に関する企画・調整を集中的・効率的に実施します。

2 市政改革の推進（市役所の仕組みを変える）

昨年12月19日付けで、改革プロジェクトチームを新設し、行財政改革の着実な推進に向けた局及び室の指導や、区政改革等の支援を行っていますが、それを所管する市政改革室を4月1日付けで市長直轄組織とし、局・区横断体制で、市行政の効率的運営に取り組んでいきます。

なお、現在の協働まちづくり室は廃止し、その機能は4月1日付けで市政改革室に移管します。区政改革等の支援を行うセクションには、地域力復興に係る施策や区政改革に係る調査・企画・総合調整を行う「理事」のもとに、部長職として「地域力復興担当部長」「区政改革担当部長」2（区長が兼務）、課長職として、「地域活動活性化担当課長」「地域ビジネス創出担当課長」「区政支援担当課長」「区行政システム担当課長」「区役所業務改編担当課長」を設置します（「課長代理」については、新旧対照図を参照してください）。

3 人事室の設置

組織の要は人であり、行政組織を効率的・効果的にマネジメントするため、現在総務局行政部が所管している組織に関する事項を、職員の人事や給与等を所管する総務局人事部に移管した上で、同部を市長直轄組織に格上げし、人事室（局相当）とします。トップに「人事室長」（局長級）を配置し、その補佐をするものとして、「人事室次長」（部長級）を設置します。組織に関する業務については、「組織担当課長」を新設し、各人事施策との連携を図りながら、簡素で効率的な行政組織の構築に取り組みます。

なお、人事室の設置に伴い、「職員人材開発センター」も総務局から人事室に移管します。

4 区役所の機能強化

（1）子育て支援の充実（現役世代への重点的な投資）

各区の子育て支援室では、こどもと子育てに関して、総合的な相談支援を行っており、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めています。また、児童虐待への対応についても、迅速かつ適切な判断のもと、

関係機関と連絡調整を行いながら、機動的な対応を行う必要があります。そのため、各区役所の保健福祉課に課長代理ポストを設置し（西淀川区、鶴見区については、既に設置済み。）、子育て支援及び児童虐待の予防・早期発見の強化に努めます。

（２）生活保護にかかる不正の徹底排除と真に必要な保護の実施

生活保護については、国民の最後のセーフティネットであり、真に必要な困窮者に対して保護を実施するのは当然ですが、一方で逮捕者も複数出るなど不正受給等も後を絶ちません。そこで、不正受給の疑いのある事案を重点的に調査するために、調査ケースの選定や調査手法の検討、所轄警察等との調整を担う「担当係長」を１名新設（浪速区については昨年１１月に設置、東淀川区については２名）し、警察ＯＢ等も指揮しながら、円滑かつ確実に不正受給撲滅に向けたチームを各区に作ります。

（３）その他の取組み

西成区は、生活保護率や高齢化率が他区に比べて突出しているなど、さまざまな課題が山積しており、２月１５日にはプロジェクトチームを設置するなど、西成区の活性化に向けて取組みを進めていますが、健康福祉局が所管する各種保健福祉事業との連携・調整や、各種関係機関等との有機的な連携・協力を図りながら、あいりん地域に対する効果的な支援を行うため、西成区役所に「事業調整担当課長」を設置し、あいりん地域に関わる窓口機能の強化を図ることにします。

区役所については、２４区がそれぞれの特色を生かした魅力的なまちづくりを行うため、区長が先頭に立って市民ニーズの把握に努め、８月１日の区長任命時（予定）には、区長に、予算やまちづくりなどの決定権限を与えるなど、権限強化にかかる体制整備を実施します。

５ 局・室の統合・廃止

（１）情報公開室の廃止

ア 市民情報部（広報・報道・情報公開・広聴）の政策企画室への移管と機能強化

情報公開室を廃止し、広報・報道・情報公開・広聴部門を政策企画部門と一元化し、市民本位のより一層開かれた市政を実現するため、市民情報部を政策企画室に移管します。

なお、これに伴い、戦略的な広報や「オープン市役所（究極の情報公開）」の取り組みを推進するため、「政策企画室理事」を新設し、調査・企画・連絡調整を行います。

イ 監察部の体制強化と総務局への移管

公益通報の処理の迅速化を図り、公益通報制度の信頼性を向上させるなど、職員のコンプライアンス意識を高め、組織の内部統制機能を強化するための取組みをより一層推進するため、監察部に「担当係長」3を新設するとともに、法務部門との連携を強化するため、同部を総務局に移管します。

ウ 協働まちづくり室の廃止【再掲】

現在の協働まちづくり室は廃止し、その機能は4月1日付けで市政改革室に移管します。

(2) 健康福祉局の再編

近年の社会経済情勢の変化の中で、生活保護世帯の急増や一人暮らし高齢者の所在不明問題、高齢者虐待の増加、障害者の自立支援など、福祉課題は複雑化・多様化し、一層深刻さを増しています。他方、食品の放射能汚染や生食用食肉など食の安全の問題や高い結核罹患率への対応など、市民の健康等に対する課題も多くあります。これらの課題に迅速かつ機動的に取り組むことができるよう、組織の規模の適正化を図る観点から、健康福祉局を社会福祉及び社会保障に関する事務を所掌する「福祉局」と保健衛生に関する事務を所掌する「健康局」に再編し、その体制を確保することにします。

そして、「福祉局」は、「総務部」、「生活福祉部」、「障害者施策部」及び「高齢者施策部」の4部と、「弘済院」及び「心身障害者リハビリテーションセンター」の2事業所の体制とするとともに、「健康局」は、「総務部」及び「健康推進部」の2部と、「保健所」及び「環境科学研究所」の2事業所の体制とすることになります。

(3) 行政委員会事務局の設置（選挙管理委員会事務局と監査・人事制度事務総括局の統合）

選挙管理委員会と監査委員、人事委員会のそれぞれの専門性と中立性を保持しながら、効率的な行政委員会運営を図るため、選挙管理委員会事務局と監査・人事制度事務総括局を統合し、行政委員会事務局とします。

6 その他の組織改正

(1) 地震や台風などによる被災地への支援（危機管理監）

東日本大震災後1年を経過し、被災地の状況とともに復興に向けた派遣要請の内容も変化してきており、今後は、地方自治法に基づく派遣等の被災地への支援は、国や関西広域連合の支援スキームに基づいて行うことがより有効なこ

とから、「震災支援対策室」は廃止し、このたびの被災地への支援で得られた経験を、今後の大阪市における災害対策に活かしていきます。

(2) 市民部の課の再編（市民局）

市民の総合窓口となる区役所をより効率的に支援していくため、区役所市民協働課の事務分掌に合わせて、市民局の区政課と安全まちづくり課を再編します。具体的には、現在区政課にある地域振興担当、市民活動担当を安全まちづくり課に移管し、課の名称を地域活動課に変更します。区政課には、区の事務の連絡調整等を担当する区政担当と、住民情報担当が残ることになります。

(3) 福祉分野における事業者・法人指導業務の集約化（福祉局）

平成 24 年 4 月から、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の指定・指導監査権限が大阪府から移譲されるのに合わせて、事業者の利便性の向上及び事務の効率化を図る観点から、当該移譲業務を担当する部門に加え、社会福祉法人の認可・指導監査部門、老人福祉施設の指導部門など、各部にまたがる「事業者等の指導部門」を同一の事務スペース（船場センタービル）に集約します。また、当該「事業者等の指導部門」の一体性を確保するため、これらの事務を統括する「事業者等指導担当部長」を新設します。

(4) 障害者施策部の課の再編（福祉局）

新たに大阪府から移譲される障害福祉サービス事業者等の指定・指導監査業務と、「障害施設課」が所管する移動支援事業登録事業者等の登録・指導業務を一体的に行うことにより、より効率的な事業者等の指導にかかる事務執行体制を構築するため、「運営指導課」を新設します。

また、障害者に対する支援をより迅速かつ効果的に行うため、「障害福祉課」と「障害支援課」にまたがる、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の給付関係業務を「障害支援課」に統合するとともに、「障害施設課」が所管する地域活動支援センター事業に関する業務を「障害支援課」に移管します。

さらに、障害福祉施策に関し、ソフト面の取組みとハード面の取組みを一体的に行うことにより、より総合的な支援が行えるよう「障害施設課」が所管する公設の障害者支援施設の管理等に関する事務を「障害福祉課」に移管します。

これらに伴い、「障害施設課」を廃止します。

(5) 大阪市域のにぎわい創出（ゆとりとみどり振興局）

ゆとりとみどり振興局については、府市統合本部関係以外にも、市域内において、さまざまな事業を実施し、市域のにぎわいを創出するための体制強化を行います。

まず、天王寺動植物公園を核とした観光拠点施策を推進するため、企画部に「天王寺魅力担当課長」「同課長代理」を設置します。

また、「水都大阪 2009」で取り組んださまざまな事業を引き続き活かし、水辺のにぎわいを推進していくため、現在担当課長・担当係長の体制に、「水辺魅力担当課長代理」を新設します。

なお、今年度開催した第1回大阪マラソンでは、各方面への協力依頼や調整のため、「大阪マラソン担当部長」を設置していましたが、第2回目に向けては、より実務的な業務へと業務内容が変化するので、ポストの整理を行い、担当部長を廃止し、「大阪マラソン担当課長代理」を設置します。

(6) 環境局における課の再編

環境事業センターとの連携をより強化し、新たなごみの削減目標の設定や、分別収集やリサイクルなどの家庭ごみの減量推進に関わる取組みを一層推進するため、「環境施策部資源循環課」が所管する家庭ごみの減量にかかる市民との協働推進に関する事務を、環境事業センターを所管する「事業部」に移管するとともに、「事業部事業管理課」が所管する一般廃棄物の減量にかかる事務と統合し、「事業部」に「家庭ごみ減量課」を新設します。

また、「環境施策部資源循環課」が所管する廃棄物の適正排出の指導に関する事務については、「事業部廃棄物規制課」に移管し、許可業者への指導業務と協調し、排出事業者に対するごみの排出・減量指導を効率的効果的に展開していきます。

一方、公害対策を基本とする環境規制行政の一元化を図るため、「事業部廃棄物規制課」が所管する産業廃棄物規制業務を「環境管理部環境管理課」に移管します。

なお、上記再編に合わせまして、「環境施策部環境計画課」は「環境施策部環境施策課」に、「廃棄物規制課」は「一般廃棄物指導課」に名称変更します。

(7) 都市整備局における部の再編

より効率的な事務執行体制を構築するため、局を総括する庶務・経理部門である「企画部総務課」を企画部から独立させ、「総務部総務課」を新設するとともに、まちづくり事業の企画立案から事業実施までを一貫して行うため、住宅政策の基本計画などを所管する「企画部住宅政策課」とまちづくり事業を所管

する「まちづくり事業部」を統合し、「企画部」として再編します。

なお、北方面整備担当部長については、事業収束に伴い、ポストを廃止します。

(8) 臨海地域活性化室を営業推進室に名称変更（港湾局）

関西イノベーション国際総合戦略特区の指定を受け、物流・先端産業等の集積に向けて、未分譲の埋立地の売却促進をこれまで以上に図っていくため、「臨海地域活性化室」を「営業推進室」に名称変更します。

また、同様の趣旨で、「立地促進担当課長」、「立地促進担当課長代理」を、それぞれ「販売促進担当課長」、「販売促進担当課長代理」に名称変更します。

(9) 市民の安全を守るための消防局組織の改正

大規模災害発生時の救急運用体制の強化や「予防救急」と呼ばれる新たな取り組みの推進等、より一層救急サービスを充実させ、安全・安心なまちづくりを進めるために、「警防部救急課」を警防部から独立させ、「救急部救急課」を新設します。

また、災害対応力の強化と職場力の向上を図るため、119番通報の窓口であり、消防部隊の出場状況の一括管理業務を所管する「警防部指令課」に、「警防部警防課」が所管する実際の災害現場において消防部隊の指揮を行う各方面隊業務を移管し、「警防部指令課」を「警防部司令課」に名称変更します。

※ 兼務ポストについては、原則として省略しています。